

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に

基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則（平成二十八年広島県規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例別表の規則で定める事務)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2―6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>一―三 (略)</p> <p>四 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する心答に関する事務</p> <p>五 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業対象患者の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する心答に関する事務</p> <p>8―17 (略)</p>	<p>(条例別表の規則で定める事務)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2―6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>一―三 (略)</p> <p>8―17 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。